

日中一時支援サービス利用について

障害のある方の日中における活動の場を確保し、また日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、施設に滞在するものです。

1 対象者要件

- 愛の手帳（療育手帳）を所持する知的障害者
- 身体障害者手帳を所持する身体障害者
- 精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者
- 難病の支給認定を受けている者
- 就学児以上の障害児

2 支援の対象となる内容

- 介護者の疾病、事故、休養などで、家庭での介護が一時的に困難になった場合
- 施設入所支援、共同生活援助、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、介護保険（通所介護）の同期間の利用は不可（他制度の優先）

3 支給量

- **ひと月合計112時間の利用ができます。**
- 利用日数の管理は支給決定時にお渡しする「日中一時支援（日帰りショートステイ）利用者管理表」により行ないます。

4 加算要件

【重度障害者等個別支援加算】

以下いずれかに該当する者

- 愛の手帳（療育手帳） 1 度または 2 度を所持する者
- 身体障害者手帳 1 級または 2 級を所持する者（内部障害については、1 級から 3 級）
- 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者
- 重度障害者（児）、医療的ケア等に該当する者



重度障害者等個別支援加算と
日中活動系サービス併用加算
は併給不可

【日中活動系サービス併用加算】

- 日中活動系サービスを利用した同一日において、
利用前後に日中一時支援を利用した場合

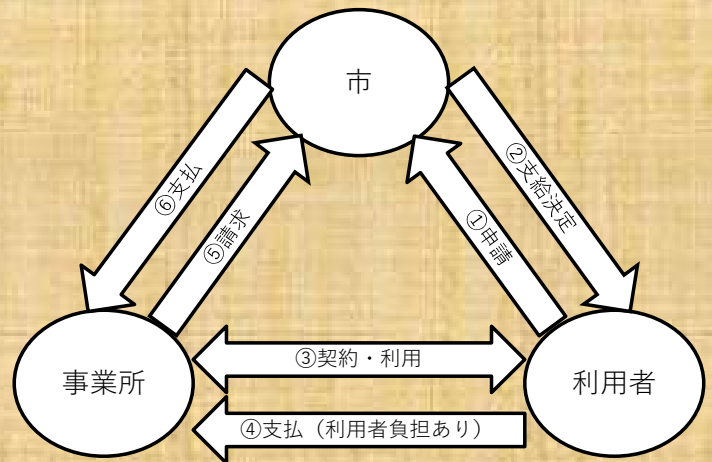
【送迎加算】

- 送迎支援につき 1 回 540 円（片道）
- ※送迎支援と移動支援の同時併給は不可。利用者と調整のうえ、どちらかで算定をお願いします。

5 利用者負担金

- 原則、下記「単価表及び加算」に基づく単価の10%の額を事業所にお支払いいただきます。
- 上限額の設定や、自立支援給付その他の事業における負担金の合算による上限管理は行いません。
- サービス決定期間の途中で、世帯の構成や所得が変わった場合には、利用者負担割合が変更となる可能性があります。詳しくは、障害福祉課（042-420-2805）へお問い合わせください。

世帯区分	利用者負担
生活保護世帯	利用者負担なし
市区町村民税非課税世帯	
市区町村民税課税世帯	利用者負担あり (単価の10%負担)



単 価 表

利用時間	基準単価	重度障害者 個別支援加算	日中活動系併用加算 (敷地外) (敷地内)	
2時間未満	1,580円	1,580円	1,260円	790円
2時間以上2.5時間未満	1,980円	1,980円	1,580円	990円
2.5時間以上3時間未満	2,380円	2,380円	1,900円	1,190円
3時間以上3.5時間未満	2,780円	2,780円	2,220円	1,390円
3.5時間以上4時間未満	3,180円	3,180円	2,540円	1,590円

※上記利用時間以外、その他の加算単価については、HP掲載の単価表をご確認ください。

6 留意事項

- 支給決定通知、利用者管理表をもってその証明とします。
- 日中一時支援の支給期間は、毎年6月末までであり、更新する為には、別途手続きが必要です。
- 新規・更新の申請がされてない中での利用や支給量を超えた利用分については、原則、利用者が費用を自己負担することとします。
- 同日に複数回、利用した場合は各利用時間を合算した時間区分の単価になります。

【問い合わせ】

障害者相談係 042-420-2805（サービス利用について）
障害者支援係 042-420-2804（請求内容について）